

| | |
|----|---|
| 番号 | 1.(2) |
| 項目 | 契約場所は、有毒物質が埋められ、有毒ガスが発生しガスの対策と管理が義務付けられ、立ち入り禁止区域とされてきた場所です。労働者が働き、入場者が出入りすることを知りながら、なぜ、協会に貸したのですか。 |
| | <p>(回答)</p> <p>夢洲1区は、管理者である大阪広域環境施設組合により、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」第1条第2項第16号に基づき、適正にガスの対策と管理を行ってきました。</p> <p>夢洲1区の方博会場部分は、すでに廃棄物の埋立が完了した区域であり、そこを2025年日本国際博覧会協会が借り受け盛土等を施工した上で表層利用するものですが、ガスの発生状況等については同協会に対して情報提供してきており、必要な対策は同協会において適切に実施されるものと認識しています。</p> |
| 担当 | 環境局 総務部 企画課 電話：06-6630-3213 大阪港湾局 計画整備部 工務課 電話：06-6615-7795 |

| | |
|--|--|
| 番号 | 2.(1) |
| 項目 | なぜ、山土など汚染していない土ではなく、夢洲内で発生する汚染土壌を盛り土に使用する契約にしているのですか。 |
| <p>(回答)</p> <p>2025年日本国際博覧会の開催にあたっては、大阪市環境影響評価条例に基づく環境影響評価手続きを実施しており、「2025年日本国際博覧会環境影響評価書」には、「建設・解体工事における掘削等により発生する土砂」、すなわち汚染土壌については、「原則会場内で盛土や埋め戻しに使用し、夢洲外への土砂の搬出は行わない」、「舗装または覆土し、飛散防止を図る。」と記載されており、記載内容に沿った契約としています。</p> | |
| 担当 | 環境局 総務部 企画課 電話：06-6630-3213 大阪港湾局 計画整備部 工務課 電話：06-6615-7795 |

| | |
|----|---|
| 番号 | 2.(2) |
| 項目 | GW エリアでは工作物が既に建てられています、夢洲のどこで発生した汚染土壌を盛り土に使ったのですか。大阪市で分からなければ、協会に問い合わせてお答えください。 |
| | (回答) GW エリアでは夢洲2区、3区及び4区からの万博工事等で発生した搬入土で博覧会協会が盛土を施工しております。 |
| 担当 | 大阪港湾局 計画整備部 工務課 電話：06-6615-7795 |

| | |
|--|---|
| 番号 | 2.(3) |
| 項目 | 汚染土壌で盛り土をした後、協会は安全のためにどんな方法を取っていますか。更にもうその上に汚染していない土を覆土しているのですか。大阪市で分からなければ、協会に問い合わせでお答えください。 |
| (回答) 2025年日本国際博覧会協会により、「汚染土壌処理業に関する省令」第13条第1項第6号に準じた措置がされております。 | |
| 担当 | 環境局 総務部 企画課 電話：06-6630-3213 |

| | |
|--|--|
| 番号 | 2.(4) |
| 項目 | <p>盛り土に使う汚染土壌にどんな汚染物質がどんな濃度で含まれているのかを協会から報告を受けていますか。報告結果を教えてください。</p> <p>報告を受けていないなら、貸し手の責任で報告をもとめるべきです。どう対処されますか。</p> |
| <p>(回答)</p> <p>盛り土に使う万博工事等で発生した土砂は、「土壌汚染対策法」に定める基準を超過する鉛及びその化合物、砒素及びその化合物及びふっ素及びその化合物を含むことが確認され、同法における形質変更時用届出区域（埋立地特例区域）に指定されている区域内的の土砂です。</p> <p>また、汚染土壌の処理等にあたっては、管理票を使用することが「土壌汚染対策法」で義務付けられており、管理票において汚染土壌の特定有害物質による汚染状態を確認しています。</p> | |
| 担当 | <p>環境局 総務部 企画課 電話：06-6630-3213</p> <p>大阪港湾局 計画整備部 工務課 電話：06-6615-7795</p> |

| | |
|--|---|
| 番号 | 3.(1)① |
| 項目 | <p>ガス抜き管設置の主な目的はガスの測定のためですか。施設組合は、ガス抜き管を夢洲1区に敷設した当初、1区を巨大集客施設として用途変更することは想定していませんでした。従ってガス抜き管敷設が安全対策を目的としたガスの空中拡散ではなかったと答えています。所見を求めます。</p> |
| <p>(回答)</p> <p>夢洲1区については、大阪広域環境施設組合において、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」に基づき、適正に管理しております。</p> <p>ガス抜き管設置の目的は、発生するガスを効率的に大気へ拡散させ、最終処分場の安定化を促進するためのものです。また、最終処分場としての安定化の程度や安全性の判断材料とするとともに臭気が周辺環境に及ぼす影響を調べるため、発生するガス調査も行っています。</p> <p>なお、「施設組合は、ガス抜き管を1区に敷設した当初、1区を巨大集客施設として用途変更することは想定していませんでした。従ってガス抜き管敷設が安全対策を目的としたガス空中拡散ではなかったと答えています。」について、大阪広域環境施設組合に確認したところ、記載のような回答はしていないとのことでした。</p> | |
| 担当 | 環境局 総務部 企画課 電話：06-6630-3213 |

| | |
|--|---|
| 番号 | 3.(1)② |
| 項目 | 協会が夢洲1区を万博用地として使用貸借契約した後、安全対策を目的として新たなガス抜き管を敷設する工事は行なわれていますか。 |
| <p>(回答)</p> <p>大阪広域環境施設組合では新たにガス抜き管を設置しておりません。</p> <p>2025年日本国際博覧会協会が夢洲1区を使用する際に、メタンガス等への対策が必要であることを大阪市から伝えており、それを受け、同協会において、安全対策が行われています。</p> | |
| 担当 | 環境局 総務部 企画課 電話：06-6630-3213 |

| | |
|--|---|
| 番号 | 3.(1)③ |
| 項目 | <p>現在のガス抜き管の敷設状況では、管と管の間隔が広すぎて、一部のエリアのガスしか集められないと思います。ガス抜き管は労働者や入場者の安全確保に有効に機能していると思いますか。</p> |
| <p>(回答)</p> <p>大阪広域環境施設組合において、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」に基づき、適正に管理しております。</p> | |
| 担当 | 環境局 総務部 企画課 電話：06-6630-3213 |

| | |
|--|--|
| 番号 | 3.(3)① |
| 項目 | 協会と使用貸借契約を結ぶときにガス縦抜き管から発生する各種ガスの測定結果を提供しましたか。伝えていないなら、その理由をお聞かせください。 |
| (回答) 大阪市は、夢洲1区を管理する大阪広域環境施設組合から、大阪市立環境科学研究センターの調査結果である「ごみ埋立地から発生するガス調査報告書」の提供を受け、2025年日本国際博覧会協会へ情報提供しております。 | |
| 担当 | 環境局 総務部 企画課 電話：06-6630-3213 |

| | |
|--|---|
| 番号 | 3.(3)② |
| 項目 | <p>また、契約時に、発生しているガスの値が労働安全衛生法の基準値を超えていることやガス爆発の危険性について話しましたか。話していないなら理由をお聞かせください。</p> |
| <p>(回答)</p> <p>大阪市と2025年日本国際博覧会協会との間で締結している「日本国際博覧会開催に係る市有財産使用貸借契約書」におきましては、万博会場貸付エリアを含めた夢洲1区全体が、現在も維持管理を行っている廃棄物埋立処分場であることを明示するとともに、工作物等の設置等に当たっては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の遵守及び環境省が公表している「最終処分場跡地形質変更に係る施行ガイドライン」に準じて行うものと規定しており、適宜、同協会と連携しております。</p> | |
| 担当 | 環境局 総務部 企画課 電話：06-6630-3213 |

| | |
|---|--|
| 番号 | 3.(4) |
| 項目 | <p>現在、夢洲1区の内、協会に貸した部分の管理は、大阪市としてどんなことをおこなっていますか。また、施設組合はどんなことをおこなっていますか。</p> |
| <p>(回答)</p> <p>「日本国際博覧会開催に係る市有財産使用貸借契約書」第15条に基づき、大阪市は実地調査し、必要な報告又は資料の提出を求めることができることとなっており、必要に応じて調査等を行っています。</p> <p>大阪広域環境施設組合においては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」に基づき、適正に管理しております。</p> | |
| 担当 | <p>環境局 総務部 企画課 電話：06-6630-3213</p> <p>大阪港湾局 計画整備部 工務課 電話：06-6615-7795</p> |

| | |
|---|---|
| 番号 | 3.(5) |
| 項目 | <p>大阪市との使用貸借契約の時に添付された『北港処分地「夢洲1区」平面図』で分かるように、GWエリアの南地区(3/28メタンガス爆発火災事故のあった周辺)では、最終埋め立て層にガス抜き管はほとんど敷設されていません。管の敷設が約100メートル間隔であることに加え、このことが昨年3月28日のメタンガス爆発事故や各種ガスの大量発生の一因ではありませんか。見解をお聞かせください。</p> |
| <p>(回答)</p> <p>「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」に基づき、夢洲1区を管理する大阪広域環境施設組合にて適切にガス抜き管を設置し、維持管理を行っております。</p> <p>また、大阪市は、夢洲1区を管理する大阪広域環境施設組合から、大阪市立環境科学研究センターの調査結果である「ごみ埋立地から発生するガス調査報告書」の提供を受け、2025年日本国際博覧会協会へ情報提供しております。</p> | |
| 担当 | 環境局 総務部 企画課 電話：06-6630-3213 |

| | |
|---|--|
| 番号 | 3.(6) |
| 項目 | <p>基準値を超える有毒ガスを排出しているガス縦抜き管の高さは2メートルです。これでは、横風で労働者や入場者が高濃度の有毒ガスを吸う危険性が極めて高いと思います。それを防ぐにはもっともっと高くすべきではありませんか。万博協会に進言などしていますか。</p> |
| <p>(回答)</p> <p>2025年日本国際博覧会協会が夢洲1区を使用する際に、メタンガス等への対策が必要であることを大阪市から伝えており、それを受け、同協会において、安全対策が行われています。</p> <p>また、本市と博覧会協会との間で締結している「日本国際博覧会開催に係る市有財産使用貸借契約書」におきましては、万博会場貸付エリアを含めた夢洲1区全体が、現在も維持管理を行っている廃棄物埋立処分場であることを明示するとともに、工作物等の設置等に当たっては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の遵守及び環境省が公表している「最終処分場跡地形質変更に係る施行ガイドライン」に準じて行うものと規定しており、適宜、同協会と連携しております。</p> | |
| 担当 | 環境局 総務部 企画課 電話：06-6630-3213 |

| | |
|--|---|
| 番号 | 3. (7) |
| 項目 | <p>協会は、以前からガス縦抜き管を人の入らない場所に移設すると言ってきました。国会での辰巳孝太郎議員の質問に答え、「バックヤードに移設する。植栽で隠す」と答弁しています。これでは、見えなくしているだけで、とても安全になったとはいえません。現在の施設の詳細を教えてください。分からなければ、協会に尋ねてください。</p> <p>①移設が終わった数と位置、移設がおわっていない数と今後の計画。</p> <p>②移設の方法…周辺部は横抜き管を延長すれば容易かもしれませんが、GW エリアの中心部の移設方法を詳しく教えてください。</p> <p>③移設された管の高さや直径などの仕様を教えてください。</p> |
| <p>(回答)</p> <p>ガス抜き管の位置については、2025 年日本国際博覧会協会がホームページ上で公開している「万博会場内等のガス濃度測定結果 (2025 年 1 ～ 3 月度 (注))」をご確認ください。</p> <p>参考 URL : https://www.expo2025.or.jp/news/news-20250403-03/</p> <p>同協会に現在の施設の状況を確認したところ、以下のとおりでした。</p> <p>① ・GW 工区においては、計 16 本のガス抜き管があり、すべてを移設済みです。</p> <p>・第 1 交通ターミナル及び第 2 交通ターミナルにおいては、計 26 本のガス抜き管があり、すべて移設済みです。</p> <p>② 周辺部と同様に横引き管を延長して、移設しています。</p> <p>③ 移設された管の高さは基本的に 2.5m 以上 (一部運営制約上 2.0m のものあり) で、やむを得ず来場者が近づく可能性がある場所は 3.5m、さらに飛来物侵入防止の観点から排出口に金網を設置するなどの対策を講じております。直径については、既存管径のままです。</p> | |
| 担当 | 環境局 総務部 企画課 電話 : 06-6630-3213 |

| | |
|----|---|
| 番号 | 4. |
| 項目 | 昨年3月28日のメタンガス爆発火災事故後に協会と協議をもちましたか。内容をおしえてください。もし、協議していないなら、理由を教えてください。 |
| | (回答) 「日本国際博覧会開催に係る市有財産使用貸借契約書」第14条第3項に基づき、事故内容、原因、再発防止策等について、2025年日本国際博覧会協会から大阪市へ届出が行われています。 |
| 担当 | 環境局 総務部 企画課 電話：06-6630-3213 |

| | |
|--|--|
| 番号 | 5. |
| 項目 | <p>メタンガス爆発火災事故は協会に安易に貸したことへの警告だと受け止めるべきです。このまま協会に貸し続けると、労働者や入場者の命や健康を損なう恐れがあります。憲法の基本的人権の尊重という理念に反し、第25条で保障されている生存権を脅かす行為です。</p> <p>協会との使用貸借契約をすぐに解除してください。解除しないなら、その理由を教えてください。</p> |
| <p>(回答)</p> <p>大阪市との「日本国際博覧会開催に係る市有財産使用貸借契約書」に基づく2025年日本国際博覧会協会による使用状況は、同契約書第19条に記載されている契約解除の要件に該当しないため、解除できません。</p> | |
| 担当 | <p>環境局 総務部 企画課 電話：06-6630-3213</p> <p>大阪港湾局 計画整備部 工務課 電話：06-6615-7795</p> |